

刑事被拘禁者が民事訴訟に出廷できない運用の改善を求める意見書

2007年10月24日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

刑事被拘禁者が民事訴訟の当事者となる場合、当該刑事被拘禁者の裁判を受ける権利を実質的に保障するために、次の通り要請する。

- 1 全国の裁判所・裁判官に対し、刑事被拘禁者が民事訴訟の当事者となる場合、刑事拘禁施設との連絡調整や出廷回数の合理的調整を行うとともに、裁判所法69条2項を活用して、刑事被拘禁者が拘束されている施設内などに法廷を開く旨の上申を行うよう、情報提供、研修等を行うこと。
- 2 下級裁判所から、裁判所法69条2項を活用して、刑事被拘禁者が拘束されている施設内などに法廷を開くことの上申があった場合、これを積極的に認めること。

意見の理由

第1 刑事被拘禁者が民事訴訟の当事者となった場合の出廷に関する現状

当連合会が、各刑事施設を所管する法務省矯正局に対して、受刑者もしくは死刑確定者からの民事訴訟事件への出廷許可の申し出状況及び許可の状況、出廷許可事例の内容、許可の基準について照会を行ったところ、以下のとおり回答を得た。

出廷許可件数

平成15年1月1日から同年12月31日までの1年間に、受刑者及び死刑確定者から民事訴訟への出廷の出願件数は約430件ある。

このうち、裁判所への出廷を許可した件数は約80件である（この数字には、施設内の仮法廷への出廷は含まれない。）。

出廷を許可した事例の内訳

ア 係属裁判所

地方裁判所約 6 割、簡易裁判所約 3 割、その余は、高等裁判所又は家庭裁判所で最高裁判所係属事件はない。

イ 事件名

損害賠償請求約 4 割、国家賠償請求及び離婚請求が各約 1 割。

ウ 原告被告の別

原告が約 4 割、被告が約 5 割、約 1 割は証人等である。

エ 期日

第 1 回期日が約 4 割、第 2 回期日が約 2 割、第 3 回が約 1 割、その余は第 4 回以降か期日外かあるいは不明。

オ 期日の種類

弁論が約 4 割、証人尋問等が約 3 割、和解が約 1 割。

カ 代理人の有無

代理人なしが約 6 割、代理人ありが約 3 割、その余は不明。

出廷許可の基準

出廷を許可するか否かの基準については、具体的事件における出廷の必要性の程度及び出廷の拘禁に及ぼす影響の程度等を勘案して、行刑施設長の裁量によりその許否が決定されることとなる。

その内容は、昭和 35 年 7 月 22 日付け矯正甲第 645 号法務省矯正局長通達「収容者提起にかかる訴訟の取扱いについて」をもって各施設長に指示している。

出廷が「原則」である旨の指示を各施設長に行ったという記録は見当たらない。

第 2 出廷制限に対する弁護士会等の活動

1 これまでの各弁護士会による勧告等の存在

法務省矯正局および行刑施設長が、前項のような解釈運用を行っている結果、刑事被拘禁者が民事訴訟へ出廷したくても、出廷させてもらえないケースが多数発生しており、これまで、全国の弁護士会に対して、出廷を制限された具体的事実を指摘した上で、その救済を求める申立てが多数寄せられている。

そして、現在、当連合会が把握しているだけでも、各弁護士会から、次の通り 9 つの勧告が出されている（具体的な内容については、別紙で一覧表にしてまとめてある）。

各勧告については、事案も判断基準も異なるものの、このような事情からは、出廷が制限される運用は、一部の特殊な事例に限られた問題ではなく、全国的な運用の問題であることが裏付けられている。

弁護士会名	勧告の年月日	名宛人
(1) 新潟県弁護士会	99年 8月 2日	新潟刑務所、法務省矯正局

(未決拘禁者が賃借するマンションに関し賃貸人より明渡し訴訟がされた民事訴訟で第1回期日の出廷を許可されず敗訴)

- (2) 大阪弁護士会 00年 3月30日 大阪拘置所、法務省矯正局
(鼻の病気の治療が悪かったとして、死刑確定者が関西医科大学を被告とした損害賠償請求訴訟と、同じく国を被告とした損害賠償請求訴訟において出廷をすべて不許可とされた)
- (3) 徳島弁護士会 01年 6月25日 徳島刑務所
(受刑者が国家賠償請求訴訟を提起し、4回の期日のうち2回を出廷不許可とされた)
- (4) 仙台弁護士会 04年 2月 4日 宮城刑務所
(無期懲役受刑者が、6件の国家賠償請求訴訟を提起したが、18回全ての出廷を不許可とされた)
- (5) 兵庫県弁護士会 04年 7月14日 神戸刑務所
(受刑者が神戸刑務所を相手とした国家賠償請求訴訟を提起したが、第1、2回期日の出廷を不許可とされた)
- (6) 仙台弁護士会 05年12月 2日 宮城刑務所
(受刑者が国を相手として仙台地方裁判所や仙台簡易裁判所に対し、国家賠償請求や行政処分取消請求訴訟を提起したが、第1回期日は許可したが、第2回期日は不許可とされた)
- (7) 徳島弁護士会 06年 3月30日 徳島刑務所
(受刑者が徳島刑務所を相手とした国家賠償請求訴訟を提起したが、4回の期日をすべて不許可とされた)
- (8) 富山県弁護士会 07年 3月23日 富山刑務所
(受刑者が国を相手として損害賠償請求訴訟を提起したが、合計10回出した地裁及び高裁への出頭願いをすべて不許可にされた)
- (9) 兵庫県弁護士会 07年 7月23日 神戸刑務所
(受刑者が国を相手として3件の損害賠償請求訴訟を提起したが、すべて出廷不許可とされた)

同会は、上記案件に関し、同年8月29日付けで最高裁判所長官・明石簡易裁判所民事係裁判官宛に意見書も送付した。

2 当連合会による勧告

そして、この度、当連合会も東京拘置所に拘束されている死刑確定者から人権救済の申立てを受け、調査の結果、人権侵害を認定し、法務大臣及び法務省矯正局長並びに東京拘置所長に対して、勧告を行なった(以下「本件人権救済申立事件」という。)

この事案の申立人は、他の死刑確定者らを相手に損害賠償請求、債務不存在確認等請求事件を複数回提起し、逆に別の死刑確定者から貸金返還等請求事件も提

起されており、裁判所に係属した事件数は、第1審だけでも30件近くに上っている。

申立人は、東京拘置所に対し、たびたび出廷願いを提出したが、同拘置所は一度も出廷を認めなかった（東京拘置所も、少なくとも5件の民事訴訟事件において、計9回の出廷許可願いがあったが、一度も許可をしたことがないことを認めている）。

申立人は、受訴裁判所に対し、出廷ができないものの裁判を放棄するものではない旨上申したり、拘置所に出張して口頭弁論を開いてくれるよう要請をしたが、多くの事件で、受訴裁判所は、相手方が出頭しない場合は延期あるいは休止とし、次回期日に再度両当事者不出頭であることを確認した上、訴えの取下擬制（民訴法263条）として事件を終了させており、相手方に代理人弁護士が存する場合には、申立人の出廷がないまま口頭弁論が開かれて、申立人敗訴の判決がなされている。

申立人が提起した事件数が多くなったのは、自らは訴訟継続の意思があるにも拘わらず、裁判所が取り下げと擬制してしまうため、繰り返し提訴せざるを得なかったという事情が大きい。

このような事案において、当連合会は、申立人の裁判を受ける権利（出廷権）が侵害されていると認定し、勧告を行うこととしたものである。

第3 裁判所の対応の現状

1 はじめに

本件人権救済申立事件における調査により、刑事被拘禁者が民事訴訟に出廷できない実情に対し、受訴裁判所や最高裁判所がどのような対応を行ってきたかをうかがい知ることができる。

2 受訴裁判所等の対応

- (1) 本件人権救済申立事件においては、申立人は、受訴裁判所に対して「拘置所が出廷の許可を出してくれないので、期日欠席しますが、裁判の放棄ではありません。」「書面の陳述をお願いします。」「本人尋問が必要なときは、出張尋問をお願いします。」等の上申書を提出しているが、裁判所は、擬制取下の手続きをとっている。

一部の事件では、申立人からかかる手紙は提出されていないが、東京拘置所からの発信の聴取記録では「どうしても必要な場合は、仮法廷を設置するので、当拘置所まで裁判所の方で出向いていただきたい」、「死刑確定囚を民事裁判に出廷させることは、逃走防止の見地から警備上問題があり、一般人の目に触れさせることも避けたい。死刑確定囚を出廷させた先例もないはず。」とあり、場合によっては仮法廷を開くこと、死刑確定囚については一般的に出廷を認め

ない旨の回答を東京拘置所が行った旨が記載されている。

裁判所は、原告である申立人が自ら選択して出廷しないのではなく、出廷したくても出廷できないことを十分に把握し、東京拘置所から仮法廷を設置して欲しいとの要望まで受けている。しかし、裁判所は擬制取下の процедуруをとっている。

このように、受訴裁判所も、申立人に訴訟遂行の意思があることを認識し、これを行わせないことは問題であると自覚していたと認められる。それでも、いずれの受訴裁判所も申立人に出頭させないまま、ほとんどの受訴裁判所は取下げを擬制して裁判を終了させている。

- (2) 他方、裁判所法は、最高裁判所が、下級裁判所に対し、裁判所外で法廷を開かせることができる旨の規定を置いており(69条2項)、現に、過去、死刑確定者が当事者となった訴訟につき、最高裁判所が、下級裁判所に裁判所外で法廷を開かせた事例がある。

ところが、上記のような努力をしても拘置所が申立人を裁判所に連れてこないからといって、最高裁判所に対して、裁判所外で法廷を開くよう上申等を行った受訴裁判所は、記録上確認できなかった。

また、東京地方裁判所に対して照会した結果、過去5年間、同地裁係属事件において、裁判所法69条2項に従い、裁判所外で法廷を開いた事実はないことが判明している。

さらに、東京地方裁判所は、刑事被拘禁者が代理人弁護士を選任することなく、しかも行刑施設が出廷を認めない場合に、裁判所は当事者の出頭を確保するために、どのような措置あるいは工夫をしているかを尋ねた照会に対し、「具体例は承知していない」と回答している。

2 最高裁判所の対応

上記人権救済申立事案の調査過程で、当連合会は、最高裁判所に対して、2度の照会を行った。その結果、次のような回答が得られている。

- (1) 死刑確定者(ないし既決囚)の本人訴訟を巡る現状について

死刑確定者(ないし既決囚)が提起した民事訴訟において、拘禁施設が出頭を認めないため欠席し、被告も出頭しないあるいは出頭できなかった場合、擬制取下で訴訟が終結してしまうことについて、報告を受けたり、調査を行ったことはなく、実態を把握するための統計等をとったこともない。

拘禁施設が、死刑確定者(ないし既決囚)の出頭を認めないことにより、訴訟遂行意思があるにも拘わらず実体審理が行われない問題について、個別の事案についても一般論としても、法務省あるいは個別の拘禁施設と協議等の機会を持ったことはない。

拘禁施設が、死刑確定者(ないし既決囚)の出頭を認めないことにより、訴訟遂行意思があるにも拘わらず実体審理が行われない問題について、係属

部が出頭確保のためにいかなる手段を講じるべきかに関して、最高裁判所において検討を行ったことはないし、その予定もない。したがって、出頭確保のための規則その他事実上の取り決め等のルールは作成していないし、そのようなルールの作成も検討していない。

被拘禁者が当事者となる訴訟における裁判所への出頭確保について、何らかの研修を行っているか否か、その内容については、いずれも不明である。

(2) 裁判所法69条2項に関して

死刑確定者が当事者の事案では、過去一度、昭和36年に、裁判所法69条2項を活用して開廷した事案がある。この事案は東京地方裁判所に係属していた行政事件であった。この事案で裁判所外で法廷を開くこととなった事情については、不明である。

直近5年間に、最高裁判所に対して、下級裁判所から、裁判所69条2項を活用して裁判所外で法廷を開く旨の上申はなく、それ以前については資料が現存せず開廷を求める上申があったか否かも不明である。

裁判所法69条2項について定められた規則、その他取り決め、事務連絡等は制定していない。

裁判所法69条2項の運用、手続などについて、裁判官に研修が行われているか否か、同項の解釈についてどのように説明しているかについては、いずれも不明である。

(3) なお、最高裁判所は、本件人権救済申立事件の申立人から、訴訟を提起しながら出頭できず取下げが擬制されていること(される可能性があること)について、要望を受けたことがある(かかる事実を裏付けるものとして、申立人からも当連合会に対し、申立人が平成13年12月19日付けで最高裁判所長官および法務大臣に対して送付した書面の写しが提出されている。この書面で申立人は、「民事訴訟についてお願いいたします」「死刑囚だからと言うので民事訴訟に出頭させて貰えません」「どんなに明らかな証拠があっても双方不出頭と言うので取下げになってしまいます」「それで困ってしまい裁判所に対して法廷を東京拘置所仮法廷にして口頭弁論をして下さいと上申してもしてくれません」などという訴えとともに、具体的事件の内容や訴訟経過を資料を添付して説明している。)。

これにつき、最高裁判所は、当連合会の照会に対し、要望を受けたものの、裁判所法69条2項に基づき裁判所外で法廷を開くことを検討したことはないこと、検討しなかった理由は、検討する理由がないと考えたため、と回答している。

第4 自ら出廷し訴訟活動を行うことの権利性

1 出廷権の権利性

(1) 問題の所在 - 「裁判を受ける権利」の従来理解から

何人も自己の権利又は利益が不法に侵害されていると考えるときに、裁判所に対し、その主張の当否を判断し、その損害の救済に必要な措置をとることを求める権利を有する(裁判を受ける権利、憲法 32 条)。

本条は、一般に、裁判所は適式な訴え提起に対して裁判を拒絶したり怠ったりすることは許されないとする、いわゆる司法拒絶の禁止を意味するとされ、具体的には、第 1 に、何人も憲法により司法権を行使すべきものとされる裁判所に訴訟を提起し裁判を求める権利を有するという(民事・行政事件の場合)、及び、第 2 に、かかる裁判所の裁判によるのでなければ刑罰を科せられないということ(刑事事件の場合)を内実とし、後者の関係では自由権としての性格をし、憲法 37 条に重ねて規定されている、とされる(宮澤俊義・芦部信喜・全訂日本国憲法 298 頁、佐藤幸治・憲法初版 416 頁)。

そのため、訴え提起後、いかなる裁判所において裁判を受くべきか等、裁判所の組織、管轄、権限、審級等については、すべて法律において諸般の事情を考慮して決定すべき立法政策の問題であって、憲法違反の問題は生じないと解されている(最高裁大法廷昭和 24 年 3 月 23 日刑集 3 巻 3 号 352 頁等)。

そこで、訴訟当事者が訴え提起後、自ら裁判所に出廷し訴訟進行することが妨げられた場合、裁判を受ける権利侵害の問題が生じるのかが問題となる。かかる問題は、本件のように受刑者、死刑確定者など人身の自由を奪われている者が出訴した場合に顕在化する。なお受刑者、死刑確定者が民事訴訟等の被告とされた場合にも類似の問題状況が生じる。

(2) 判例状況

この点、まず判例状況を確認すると、刑事被拘禁者の出廷権に関し未だ最高裁判決はなく、下級審判例が相当数あるものの結論的に出廷不許可処分の違法を認めた判例は存在しない。リーディングケースである東京地判昭和 45 年 12 月 14 日(訟務月報 17 巻 4 号 66 頁)は、受刑者であっても憲法 32 条の保障する裁判を受ける権利を有することはいうまでもないが、それは裁判所に訴えを提起する自由を意味するにとどまり、裁判所に出廷して自ら訴訟を遂行する自由までも含まれるものではない、として憲法 32 条の保障を否定した上で、「もとより、かかる自由も広い意味においては、憲法 13 条の保障する自由ないし権利に属し、できうる限り尊重されなければならないが、それは絶対・無制約のものではなく、公共の福祉による制約に服すべきは当然であり、特に、・・・受刑者は、刑務所長の許可があった場合にはじめて裁判所に出廷できるものであり、刑務所長は、・・・刑の執行という国家目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において、当該訴訟事件の種類、性質および出廷が刑の執行に及ぼす影響、護送の難易等を総合的に勘案し、合目的に出廷の許可を決定する権限を与えられているものというべきである」と判示し、以後、札幌高決昭和 52 年 9 月 26 日判例タイムズ 364 号 205 頁など多数の判例もほぼ類似の判

断構造を示している。

東京地決昭和 62 年 12 月 28 日及びその控訴審である東京高決昭和 63 年 2 月 19 日判例タイムズ 680 号 235 頁は、府中刑務所長が受刑者の出廷申請を不許可とした事案において、同様に、憲法 32 条は出廷権まで保障するものではないとし、その根拠として、「民事、行政訴訟については、訴訟代理の制度が定められており、自ら出廷することが必要不可欠なものではないこと」、「訴訟代理人を選任する費用のないものに対しては法律扶助等の制度が定められていること」を挙げる。

これに対し、東京地判昭和 62 年 5 月 27 日（行裁集 38 巻 4・5 号 457 頁）は、結論的には、「必要な人数の戒護職員の確保が困難」、「戒護に放置することのできない支障が生ずる相当の蓋然性がある」として出廷不許可処分を適法としたものの、理由中の判断において、「憲法 32 条、82 条 1 項の規定は、直接には、裁判所に訴訟を提起して権利利益の保護を求めることを保障し、又は、裁判の対審及び判決を公開の法廷で行うべきものとしているものであるが、これらの規定の趣旨及び憲法 13 条の規定の趣旨に照らせば、裁判所に訴訟を提起した者につき裁判所に出頭する自由を保障しているものと解される。」と判示し、憲法 32 条、82 条、13 条の趣旨に照らし出廷権（出廷の自由）の憲法上の権利性を認めている。

以上、現在の裁判所の考え方では、刑事被拘禁者本人の出廷権は実質的には保障されていない状況であり、刑事施設長の裁量が相当大幅に認められていて、現在の慢性的な過剰収容の中で戒護上の問題等を主張されれば、被拘禁者はほぼ出廷できない状況にある、と評しうる。

（3）検討

「裁判を受ける権利」の重要性

裁判を受ける権利は、憲法や法律上の権利・自由を実効的に保障するものとして重要であり（「基本権を確保するための基本権」）、人はいかに諸種の権利自由が保障されていてもそれが侵害されたときに裁判上の救済が実質的に認められないのでは実質的に権利自由が保障されていることにはならない。その意味で、裁判を受ける権利は、法の支配の不可欠の前提をなすものである（樋口陽一・佐藤幸治ほか編・注釈日本国憲法（上巻）717 頁、高橋和之・立憲主義と日本国憲法 254 頁）。裁判は、国民が代表する議会が制定した法の下で国民各自が自己の具体的な権利義務をめぐって真剣に立証と弁論を行い、それに依拠して公平な第三者（裁判官）が決定を行い、それに当事者が拘束されるという構造を持ち、かかる過程自体、近代立憲主義を体現するものとして深い意義が認められる。国民は、代表者の選挙を通じて立法過程に参加すると共に、法の下に各自の権利義務関係のあり方はそれぞれ自ら決定していくという自己決定の原則、及び国民各自の権利義務関係は自己が適正に代表されていない過程によって拘束的に決定されることは不公正で

あるという観念（デュープロセスの思想）と密接に結びついているからである（佐藤幸治・憲法初版 211 頁、松井茂記・裁判を受ける権利 148 頁）。かかる原理的重要性は被告の立場に立ったものにも等しく当てはまる（以下も基本的に同様である）。

「裁判」の内実 - 公開の対審手続、適正手続保障

かかる重要な意義を有する「裁判」の保障である以上、それは「裁判」と言いうる内実を備えたものでなければならない。少なくとも、中立で公平な第三者により、適正な手続（その核心は、当事者が自己の主張・立証の機会を十分に与えられることにあるが、他に公開裁判も憲法の保障する重要な原則である）に従い、十分な理由の説示を伴って下された、実効的な救済方法であることが要請される（芦部信喜・新版補訂版憲法 301 頁、高橋和之前掲書 255 頁）。に関しては、憲法 82 条 1 項が、裁判の公正を確保する趣旨から、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う」と定めている。ここでいう「対審」とは、訴訟当事者が、裁判官の面前で、口頭でそれぞれの主張を闘わせることをいい、民事訴訟における口頭弁論及び刑事訴訟における公判手続がそれにあたる（最高裁大法廷昭和 23 年 11 月 8 日刑集 2 卷 12 号 1498 頁等、佐藤幸治前掲書 223 頁、宮沢俊義・全訂日本国憲法 695 頁等）。

「出廷権」の基本権性 - 憲法 32 条、82 条 1 項、31 条、13 条、国際人権 B 規約 14 条 1 項

憲法 32 条において、「裁判」を受ける権利が保障されている以上、憲法 82 条 1 項の保障する、「公開の対審」のために裁判所に出廷する権利も保障されていると言わねばならない（同旨札幌高決昭和 52 年 9 月 26 日判例タイムズ 364 号 205 頁）。

佐藤幸治前掲書 211 頁も指摘するように、裁判が公正とされ国民からの信頼が確保されるのは、自らの選んだ代表者の定めた法律に基づき、国民各自が自ら主張立証する機会が保障され、それに依拠して独立の裁判官の決定を得られるという、適正手続に対する信頼（デュープロセス）と自己決定という、近代立憲主義に根ざした参加と決定のプロセスが保障されているからである。その意味では、「裁判」の重要な要素である「適正な手続の保障」は、憲法 32 条、82 条 1 項のみならず、憲法 31 条、13 条からも要求される重要な憲法上の権利といえることができる。憲法 31 条は、勿論直接には刑事手続における適正手続を保障するものであるが、既に判例上、道路拡張に際して周辺住民に立ち退きを命じるような行政手続への準用が認められており、前述の「裁判」の本質からすれば、司法手続にこそ適正手続保障が強く求められていることは言うまでもないと言うべきである。

このように適正手続保障及び自己決定原則の下、自らの権利義務に関する争訟について公開対審手続のもとにて自ら審理を受ける権利は憲法 32 条、82

条 1 項、31 条、13 条により保障された憲法上の権利といえる。さらに、適正な手続の下に公正な司法運営を受ける権利は、法の支配に基づいた国際社会においても、重要な地位を占めており、わが国において国内法的効力の認められる市民的および政治的権利に関する国際規約（国際人権 B 規約、自由権規約、1966 年国連総会採択、1976 年発効、わが国は 1978 年 6 月国会承認、1979 年 9 月発効）14 条 1 項も、「すべての者は、刑事上の罪の決定または民事上の権利および義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する」、と定めている。これは世界人権宣言 10 条に由来し、受刑者を含む全ての者が、公正な公開の裁判を受ける権利を有することを保障したものである。

そして、国際人権 B 規約の国際的履行監視機関であり、規約解釈の際に参照されるべき公的権威ある指針である「一般的性格を有する意見」（general comment）を公表する権限を有する自由権規約委員会（国際人権 B 規約 44 条 4 項）は、「公正な審理」の最も重要な判断基準は、対審手続の原則の尊重とともに、訴訟当事者間の「武器の対等」（裁判等における当事者平等の原則）であることを確認しており（北村泰三・国際人権と刑事拘禁 208 頁、裁判官・検察官・弁護士のための国際人権マニュアル 376 頁）、民事、刑事手続において当事者が審問において同等の機会を得、証人に対して尋問し、手続の全過程に出席することの重要性が指摘されている（ヤヌシュ・シモニデス・国際人権法マニュアル 122 頁）。

同様な規定を有する欧州人権条約 6 条 1 項に関し、その有権的解釈機関である欧州人権裁判所は、「各当事者に対し、相手方との関係で不利な立場に置かれることのない条件で自己の主張を行う合理的な機会が与えられなければならない」（武器の平等の原則）とし（Judgement of 27.Oct.1993、Yearbook vol.36、p244）、一方当事者の出廷が保障されずになされた裁判が、武器平等に照らし、公正な審理を受ける権利の侵害になりうることを認め（出廷権の確立）、あるいは、民事手続における対審手続に対する権利を強調して、この権利は、「原則的に、刑事裁判または民事裁判の当事者は、裁判所の決定に影響を及ぼす目的で、たとえ国の法的機関に属する独立の構成員が提出したものであっても、提出されたすべての証拠および所見について知り、かつ意見を陳述する機会が与えられるということを意味する」、とする（前掲裁判官・検察官・弁護士のための国際人権マニュアル 377 頁）。したがって本人裁判においては本人の出廷が保障されなければならない。かかる事実も、欧州人権条約 6 条 1 項がわが国において国内法的効力を有する国際人権 B 規約 14 条 1 項と同様の規定であることから、わが国における出廷権を検討する上で参考にされる必要がある。

わが国の近時の裁判例においても、受刑者が民事事件（国家賠償）の打合

せのために弁護士との接見を拒否されたり、刑務官の立会を付されたことを違法として提起した国家賠償請求事件で、広島地方裁判所平成 16 年 6 月 29 日判決平成 10 年(ワ)第 821 号は、請求を認容した上で、「国際人権 B 規約 14 条 1 項は、・・・法の下での平等の訴訟法的具現として、刑事や民事・行政を問わず、訴訟手続における武器平等ないし当事者対等の原則を保障し」、と武器対等を実定法上の原則と認め、「この原則の帰結として、受刑者が追行しようとする民事訴訟手続について言えば、受刑者が自己の民事事件の訴訟代理人である弁護士と接見する権利を保障しているものと解するのが相当である」と判示している。

かかる理に照らしても、受刑者は、自己の民事・行政事件において、国際人権 B 規約 14 条 1 項の保障する公正な審理を受けるため、あるいは武器平等ないし当事者対等の原則の帰結として、自ら出廷する権利が保障されているものと解するのが相当である。

小括(出廷権の権利性まとめ)

以上、裁判を受ける権利(憲法 32 条)は、基本権を確保するための基本権として法の支配の不可欠の前提となり、自己決定の原則とデュープロセス思想に密接に結びつき、近代立憲主義を体現するものとして重要な意義を有する。したがって、裁判と評価されるためには、ふさわしい内実を備えた適正手続の保障が要求され、そのため憲法 82 条 1 項にいう公開の対審手続(当事者が裁判所および相手方の前で口頭にて自己の主張・立証を行う機会が十分に与えられること)が保障されねばならない。それは、訴訟当事者は相手方との関係で実質的に不利・不平等な立場に置かれることがない条件・環境下で自己の主張を行う合理的な機会が保障されねばならないことを意味し(武器の対等)、そのために必要な場合、自ら裁判所に出廷する権利が妨げられてはならない。したがって、出廷権の保障は、裁判の本質、自己決定の原則、適正手続保障、対審手続保障、公正な審理を受ける権利、武器対等の原則に根ざすものであり、憲法 32 条、82 条 1 項、31 条、13 条、国際人権 B 規約 14 条 1 項によって保障された人権といわねばならない。

2 刑事被拘禁者と出廷権

(1) 問題の所在 - 人身の自由制約、施設管理権との関係等

では、かかる出廷権は、人身の自由を奪われた刑事被拘禁者にも等しく保障されるのであろうか。

この点、自ら犯した罪の結果、法律の定める手続によって人身の自由を奪われている刑事被拘禁者であるにもかかわらず、提訴さえすれば出廷でき、一時的にせよ施設外に出ることが無制約にできてよいのか、とくに施設に対する牽制目的で事実を反する申立を反覆して行うような濫訴的傾向を有する者の場合や、およそ荒唐無稽な内容の主張自体理由のないことが明白な場合も妥当す

るのか、あるいは一般的に出廷権が認められることになれば他の受刑者がこれを模倣して提訴が多発し刑務所内の規律秩序が著しく害され職員の負担が著しく増大する危険を招きかねない、という疑義もありえる。

また、施設側が現に主張し、かつ多くの判例が認めているように、刑事被拘禁者は、自ら犯した罪のため人身の自由を奪われているのであるから、刑の執行という国家目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内で、その権利・自由を制約されるのはやむを得ないことであり、管理権を有する刑事施設長が、当該訴訟事件の種類、性質、および出廷が刑の執行に及ぼす影響、護送の難易（戒護の人数）等を総合的に判断し、その裁量により出廷の許否を決定できるのであって、裁量に逸脱濫用がない限り当不当の問題は生じても違法ないし人権侵害の問題は生じない、との見解もある。

（２）検討

刑事被拘禁者といえども基本権を確保するための基本権は保障される

すなわち、第１に、裁判を受ける権利は、前述のごとく法の支配の不可欠の前提であり、近代立憲主義を体現する重要な意義を有し、基本権を確保するための基本権たる性格をもつものであり、裁判を受ける権利と、その基本的要素である出廷権は、憲法及び国際人権B規約14条1項により何人にも保障された基本権であり、人身の自由が奪われている刑事被拘禁者にも当然保障されていることが確認されねばならない。本件においては、まず、この点が明確に認識される必要がある。

法の支配は、刑務所の門前で終わるものではなく、例えば刑務所内で暴行を受けた者は、社会内において暴行を受けた人と同様に、刑法による保護を受ける権利があると同時に民法による保護を受ける権利も当然に認められるのである（アンドリュー・コイル・国際基準からみた刑務所管理ハンドブック・矯正協会発行81頁参照）。

罪を犯したとして刑の言渡を受け、適法に人身の自由を奪われている受刑者ら刑事被拘禁者といえども、人身の自由以外の基本的人権は一般市民同様に享有しているのであって（最高裁大法廷判決昭和45年9月16日民集24巻10号1410頁未決拘禁者に関する喫煙禁止に関する判決、アンドリュー・コイル前掲書27頁、刑事施設受刑者処遇法第1条参照）、被拘禁中は、たとえ身体、精神的自由権、財産権、名誉権等が侵害されても、裁判を提起し、主張立証のため必要な場合に自ら出廷し審理を尽くして公正な判決を受けることは諦めよ、などという考え方は到底認めることはできない。

第２に、裁判は、早期提起、早期解決とすることが多くの場合必要であり、権利侵害があるのであれば、刑事被拘禁者といえども裁判提起を釈放後まで控えることはできない。なぜなら、裁判は証拠にもとづき認定されるものであるところ、早期に訴訟提起され審理が開始されなければ証拠特に書証や証人の記憶の喪失を招く危険性がある、たとえば名誉毀損のように、放置

しておくとも損害が拡大する場合がある、受刑中も時効の進行は中断されないなどの事情があるからである。さらに言えば、死刑確定者、無期懲役受刑者については、出所自体が不確定であり、「釈放後」を想定するのは困難である。

第3に、民事訴訟には、訴訟代理の制度があり、困窮者に対しては法律扶助の制度もあるのであるから、出廷権を認めない、あるいは制限しても構わないという議論があるが、裁判制度の理解を誤っている。本人訴訟を許容し、弁護士強制の制度がない我が国においては、訴訟代理・法律扶助の制度は、あくまで本人の訴訟遂行を十全ならしめるための補足的なものであり、これに代わるものではない。それがゆえに、費用がなければ弁護士を選任することができないし、法律扶助も当番弁護士等の制度とは異なり、扶助する事件について条件をつけて審査を行い選別することが許されているのであり、これから漏れる者が出ることを予定している。このように訴訟代理人を確保する権利が保障されていないにもかかわらず、訴訟代理制度の存在を出廷権の制限の理由とすることは許されない。

また、上述のとおり、当事者本人は、権利義務の主体として、事実関係を最も良く把握している者であり、また利害関係を有しているため代理人よりもよりの確かな主張、意見を述べることができる面があるのであって、本人を助けるための制度である訴訟代理の制度の存在をもって、本人の訴訟追行を否定することは、本末転倒である。

以上のとおり、刑事被拘禁者について、刑事拘禁されていることをもって出廷権が保障されないということは許されない。

刑事被拘禁者が出廷を認められない場合の不利益

このように刑事被拘禁者の出廷に権利性を認めるべき必要性があることは、刑事被拘禁者に出廷が許可されない場合の不利益を考察することでも実質的に裏付けられる。

() 当事者の欠席の場合の一般的ルール

一般に、当事者の一方が最初に為すべき口頭弁論期日に出頭しないときには、当該期日を延期するか、又は延期せずに民事訴訟法（以下「法」という）158条（旧138条）を適用して訴状又は答弁書等を陳述したものとみなして出頭当事者に弁論をさせて審理をすすめるべきものと解釈されており、当事者双方が口頭弁論期日に欠席した場合には、裁判所としては、職権で次回期日を指定するか、又は次回期日を指定せずに法263条（旧法238条）を適用して、1月以内に期日指定の申立がない場合、または連続2回出頭がない場合、訴え取下擬制により裁判を終了することができるものと解釈されている。

なお、法（平成8年改正法、平成10年1月1日施行）244条において、双方欠席の場合に審理の現状に基づき判決言渡ができる旨の規定が新設さ

れたが、訴え取下擬制による対処が本則とされるべきで、この規定によることは極力控えられるべき、とされている（加藤新太郎ほか編・新民事訴訟法の理論と実務（上）285頁）。

（ ）刑事被拘禁者の相手方が出頭した場合 - 武器不对等

刑事被拘禁者の出廷が拒否され、相手方ないしその代理人が出廷したら、どうなるか。

裁判所は、刑事被拘禁者が最初に為すべき口頭弁論期日に出頭しないときには、当該期日を延期するか、又は延期せずに法 158 条（旧 138 条）を適用して訴状又は答弁書等の陳述を擬制し、出頭当事者に弁論をさせて審理をすすめることとなる。期日に出頭できなかった刑事被拘禁者は、当該期日で行われた弁論内容を知ることができず、勿論その場で反論等することもできない。続行期日が指定された場合、法 158 条の特例は適用されないため、口頭主義の基本に戻り、欠席者は続行期日までに主張書面を郵送していても法廷での陳述は認められず裁判資料として認められず、出頭当事者の弁論のみに基づいて審理が進められる。したがって、第 1 回期日で陳述されなかった新たな論点が提出されても反論できないこととなる。証拠申し出は期日前にもすることができ（法 180 条 2 項）、当事者不出頭でも証拠調べをすることはできるが（法 183 条）、その場合、欠席当事者の反対尋問等防御権が明白に侵害される。

要するに、当事者が裁判所および相手方の面前で口頭にて自己の主張・立証を行う機会が十分に与えられているとは言えず、訴訟当事者が相手方との関係で実質的に不利・偏波な立場に置かれることがない条件・環境下で自己の主張を行う合理的な機会が保障されていないこととなり、一般市民には保障されている裁判を受ける権利、公正な審理を受ける権利の中核である、公開の対審手続の保障、武器の対等が全く空洞化されてしまう。

前記第 2 の 1 で指摘した兵庫県弁護士会の勧告事案は、正にこの典型であり、事案は受刑者が国を被告として、自身に対する刑務官の違法行為を争った国家賠償事件において、被告国（刑事施設）側が第 1 回及び第 2 回期日の原告受刑者の出廷を拒絶しながら、自らは指定代理人を出廷させていたという事案であり、武器対等の原則を著しく損なう事例であった。

被告が国ではない場合（本件のような死刑確定者間、ないし一般市民相手の場合）においても、提訴だけ認められても出廷が認められなければ、武器対等の原則が損なわれ、公開の対審手続の保障、公正な審理を受ける権利の観点から著しい利益侵害があることは明らかである。本件において、相手方代理人が出廷し申立人が欠席のまま全部または一部敗訴した事案は、正にこの場合に該当する。

（ ）刑事拘禁者含め双方欠席の場合 - 実質的な裁判拒否

では、刑事被拘禁者の出廷が拒否され、相手方も欠席したら、どうなる

か。

裁判所としては、職権で次回期日を指定するか、又は次回期日を指定せずに法 263 条（旧法 238 条）を適用して、1 月以内に期日指定の申立がない場合、または連続 2 回出頭がない場合、訴え取下擬制により裁判を終了し、例外的に、法 244 条により審理の現状に基づく判決言渡にて終了させることが想定される。

かかる場合の典型が、東京地判平成 5 年 6 月 1 日判例時報 1529 号 93 頁（ロス疑惑事件名誉毀損報道に関する慰謝料請求事件）であり、刑事施設が未決被拘禁者の民事訴訟への出廷を認めず、被告新聞社も答弁書も提出せず欠席した事案において、以下のように判示している。

すなわち、

「本件は、当事者双方が口頭弁論期日に欠席した場合に該当するが、本件に法 238 条（現 263 条）を適用するのは、妥当ではない。なぜなら、同条は、当事者双方が事件の進行を欲しないことに対する措置を定める趣旨の規定であって、双方欠席の場合には、その後 3 箇月以内（現、1 か月以内）に期日指定の申立てがされない限り、両当事者に訴訟を迫る意思のないものとして、訴えの取下げがあつたものとみなすこととしているのであるが、前記のとおり、本件においては、原告は、訴訟を迫る意思があるにもかかわらず、期日に出頭することができないことが明らかであるからである。本件のような事情がある場合に、双方欠席の場合であるからといって、機械的に同条を適用すると、未決勾留中の原告から憲法上保障された裁判を受ける権利を奪ってしまうことになる恐れがある。

それでは、法 238 条（現 263 条）を適用せずに、当裁判所が本件第 1 回口頭弁論期日を延期して職権で次回期日を指定したらどうなるであろうか。

東京拘置所は、未決勾留中の刑事被告人が当事者となっている民事訴訟の口頭弁論期日への当該被告人の出頭については、弁論のみが予定されている期日については出頭を許可せず、本人尋問、証人尋問等の証拠調べが予定されている期日に限って出頭を許可する旨の基準を設けていることは、当裁判所に顕著な事実である。したがって、第 1 回口頭弁論期日を延期して次回期日を指定したとしても、弁論のみが予定されている期日である限り、原告は、期日への出頭が許可されないために、次回期日も再び欠席せざるを得ないであろうことが予測される。

他方、被告は、事前に期日の変更を申し出ることなく、本件第 1 回口頭弁論期日に出頭しなかったのであり、呼出しを受けてから本件第 1 回口頭弁論期日までには 1 箇月余りの余裕があったのに、何ら応訴の準備をしなかったのであるから、被告には応訴の意欲がないことが窺われ、第 1 回口頭弁論期日を延期して次回期日を指定したとしても、被告が次回期日に出

頭しない可能性が高い。

したがって、仮に、当裁判所が本件第1回口頭弁論期日を延期して職権で次回期日を指定したとしても、再び双方欠席の状態となる可能性が高く、そうすると、期日の延期と次回期日の指定を繰り返すことになって、訴訟が際限なく長引き、審理が空転したまま、いつまでたっても終了しないという異常な事態が発生し、原告の権利保護の早期実現が阻害されるという不当な結果がもたらされる。」

すなわち、上記東京地裁判決のように「本件のような事情がある場合に、双方欠席の場合であるからといって、機械的に同条を適用すると、未決勾留中の原告から憲法上保障された裁判を受ける権利を奪ってしまうことになる恐れがある」のであって、裁判を受ける権利をして「裁判拒絶の禁止」にとどまるとの見解に立った場合でも、実質上、出訴権を奪ってしまうことになる。この点、最高裁判所も、法改正により出訴期間が短縮された事案において、「その期間が著しく不合理で実質上裁判の拒否と認められるような場合でない限り憲法32条に違反するということとはできない」（最高裁大法廷判決昭和24年5月18日民集3巻6号199頁）と判示しており、実質的な出訴権侵害（裁判の拒否）は憲法32条違反となりうることを認めている。

訴えを提起しても、取り下げ擬制により終了するのであれば、裁判を受ける権利は実質的に奪われた結果となり、実質上の出訴権侵害（裁判拒否）と評するほかなく、かかる扱いが一般化すれば、刑事被拘禁者から訴えられた場合、答弁書も提出せず欠席すれば事実上、被告勝訴とほぼ同様の利益状況を確保できることとなり、刑事被拘禁者の人権保障は全く空洞化してしまうこととなる。

小括

以上、刑事被拘禁者の出廷が認められない場合の不利益は重大であり、相手方も欠席した場合は実質的に裁判拒絶され裁判を受ける権利を剥奪されたに等しい結果となり、相手方出席の場合は武器平等・当事者対等の原則に明白に違反し公正な審理を受ける権利の侵害状態となると言わざるを得ない。

したがって、理論的にも、利益考量の面からも、受刑者に出廷権が基本権として認められるべきである。

出廷権を制約する原理について

() 移動の自由喪失、集団的管理運営の観点からする制約可能性

他面において、刑事施設は多数の被拘禁者を収容し、懲役刑確定者（受刑者）に対しては自由刑として社会からの一般的隔離と自由抑制自体による苦痛を付与して贖罪させ、刑の執行を行うという責務を負った国家施設であり、未決被拘禁者に対しては、逃亡または罪障隠滅の防止という勾留

の目的により、その居住を刑事施設内に限定させ、その限度で身体的行動の自由及びそれに伴うその他の自由に一定の制限を付しているのであり、死刑確定者に対しては死刑執行に至るまでその居住を刑事施設内に限定し、その自由制限に関しては少なくとも未決被拘禁者と同様の範囲での制限は是認されるものであり、これら被拘禁者は移動の自由抑制に伴う自由制限は甘受すべき立場にある。そして多数の被拘禁者を収容することから、これを集団として管理し規律を保持する必要性も認められる。

被拘禁者は、かかる拘禁目的と刑事施設の規律保持の要請に照らし、移動の自由並びにそれに伴う自由制限は一般的に甘受しなければならない。出廷権は、施設外への移動を伴うため、施設管理上負担が発生する面は否定できない。

() 人権制約の必要最小限性

しかし、個人の尊重を最も根源的な価値基準としている（憲法13条）日本国憲法下の刑事施設としては、たとえ凶悪な犯罪を犯した刑事被拘禁者に対しても、拘禁目的と施設管理の規律保持のために必要な最小限の制限の範囲で認められるというべきである。

出廷権が基本権を確保するための基本権としての重要性を有し刑事被拘禁者にも等しく保障されていることに照らせば、裁判所が具体的な訴訟において訴状審査、事前の争点整理等を尽くした上で民事訴訟手続き上の必要性並びに心証形成の必要性のため口頭弁論期日に出頭を求めた場合、移動自由に伴う制限もその限りで解除されると見るべきであり、原則として出廷は認められるべきである。

ただし、当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって監獄内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、かつ出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合は、出廷する権利の制限が許されると考えられるべきである（広島弁護士会国家賠償請求事件にかかる広島高等裁判所平成17年10月26日判決・平成15年（ネ）第149号参照）。

したがって、施設に対する牽制目的等で事実を反する申立を反覆して行う濫訴的傾向を有すると言われる者の場合、荒唐無稽な内容や主張自体理由のないと言われる場合、他の受刑者がこれを模倣して提訴が多発し職員の負担が増大する危険を招きかねない、等の理由で安易に出廷の制限が認められることがあってはならない。

なぜなら、

- (a) 施設に対する牽制目的かどうか一義的明白に認定し得ないものであって恣意的判断の危険性が大きい。
- (b) 濫訴的傾向という概念自体、あいまいであり恣意的判断を招く危険性が大きく、また、本件においても申立人は10数件もの提訴を行っている

が、これは提訴しても出廷が認められず実体審理に入ることが事実上拒否されたため何度も提訴を重ねる結果になったものと推測される。仮に、同一当事者間の同一事案に関する不当な提訴が繰り返される場合でも、裁判所の権限で訴権濫用により却下判決にて処理することが本則である（たとえば、東京地判平成7年7月14日判例時報1541号123頁、過去17年余りの間に14回にわたり提起された実用新案権の侵害を理由とする損害賠償等請求が、一部請求の名のもとに徒に同一の訴訟を蒸し返すものであり、訴権の濫用に当たるとして、訴えが却下された事例）。

- (c) およそ荒唐無稽な内容で主張自体失当かどうかも立場の違いで非常に幅のある概念であり、施設内の調査だけで一方的に判断することは恣意的判断を招く危険性が大きい。
- (d) さらに、仮に、精神疾患が疑われるような文面であったとしても、真実、人権侵害の事実が潜んでいる事案もありえ、訴状審査を通過し裁判所から呼出状がなされた事案については、裁判手続内において審理の上、請求認否の判断がなされるべきであると思料する。
- (e) 他の被拘禁者による模倣の多発による秩序紊乱、施設側の負担増の危険性については、可能性を全く否定することはできないが、模倣に過ぎないかどうかは判断に恣意性、主観性が入り込む余地が大であり、基準として抽象的、曖昧なものである。

また真実救済を求めるための訴訟であれば先例者を模倣して提訴した面はあっても出廷が否定されるべきではないこと、出廷が一般的に認められることになれば一定提訴、提訴が増加することが予想されるが、これは従来、必要な場合でも出廷が一般的に認めれず刑事被拘禁者が権利侵害を受けていても諦めていたものが、実質的救済を受けうる可能性が出てきたことで提訴を諦めなくなることに伴う当然の結果とも言え、受刑者にも等しく裁判を受ける権利を保障する以上、国家として当然受忍すべきである。

- (f) 施設外への護送の負担についていえば、過剰収容の情勢の下、人員配置に相応の負担があることは否定できないが、だからといって基本権である出廷権を公正な審理のため必要であるとして裁判所から呼出状が出されているなど出廷を求められているにもかかわらず制限することは原則として許されないのであり、例外的に許されるか否かは上記の基準に照らし厳格に検討されるべきである。なお、国は予算その他政策上、適切な人員増を図るなどにより出廷要請に対応できる環境を作る責務があると思料する。
- () 損害賠償命令との関係

本年、『犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律』が成立し、いわゆる損害賠償命令制度が導入されたが、

これによると、一定の犯罪類型の刑事事件の裁判後、口頭弁論もしくは審尋を経て、被告人に対して損害賠償命令が出されることとなった。口頭弁論もしくは審尋の際、裁判所は、当事者を呼び出すことが義務づけられているため、今後、かかる形態の民事訴訟及び刑事被拘禁者の出頭請求は増えていくものと思料される。したがって、損害賠償命令制度により呼び出される被告人にも出廷は確保されるのか、犯罪被害者と刑事被拘禁者の民事訴訟における武器対等はいかに確保されるのかが差し迫った重要課題となるものと思われる。

その意味でも、裁判所からの呼出があれば原則として応じることが拘置所の責務であることの意義が確認されねばならない。

() 以上、結局のところ、上記()の要件に欠ける出廷制限は人権侵害というべきである。

第5 裁判所に期待される対応と日弁連の意見

1 はじめに

裁判を主催する裁判所は、刑事被拘禁者が相手方との関係で実質的に不利・不平等な立場に置かれることがない条件・環境下で主張を行う合理的な機会を保障しつつ、人身の自由を奪われている刑事被拘禁者の立場や護送の人数等刑事施設側に施設管理上の負担があることにも配慮することが望まれる。

特に、前記のとおり、損害賠償命令制度により呼び出される被告人にも出廷は確保されるのか、犯罪被害者と刑事被拘禁者の民事訴訟における武器対等はいかに確保されるのかが差し迫った重要課題となるものと思われる。

そこで、受訴裁判所と最高裁判所に期待される対応を考察し、これまでの運用を改善するために最高裁判所が検討すべき対応について検討していく。

2 受訴裁判所に期待される対応

(1) 連絡調整

刑事被拘禁者の出廷権も憲法 32 条、82 条 1 項、31 条、13 条及び国際人権 B 規約 14 条 1 項により保障されている基本権であることを前提とすれば、受訴裁判所は、民事訴訟の期日に呼出を受けた刑事被拘禁者たる訴訟当事者が出頭しなかった場合、刑事施設の出廷不許可によりその者の意思に拠らずして出廷できない場合があることを勘案し、自らの権限を行使して、当該被拘禁者の出廷権が理由なく侵害されることのなきよう配慮することが求められる、と考えられる。

そのために、まず、訴訟当事者ないし関係者間に通常行われる任意の連絡調整として、当該刑事施設に当該被拘禁者からの出廷願いの有無等を照会する等して、当該不出廷が当該被拘禁者の意思によるものか否かを確認し、出廷不許

可による場合は、不許可理由を照会するなどして刑事施設に任意の出頭協力を促す努力をすることが求められる。

(2) 出廷回数の合理的調整

裁判所は、一般の事件以上に、期日外釈明権を行使して、口頭弁論期日を待つことなく期日外でも当事者の主張、立証に不明確な点があれば釈明を求め（平成8年改正民訴法149条）、同改正法にて導入された新たな争点及び証拠の整理手続（法164条以下）、並びに集中証拠調べ（法182条以下）を有効適切に活用し、刑事被拘禁者の出廷回数を合理的な範囲に調整することが期待される。

具体的には、次のような運用が考えられる。

当事者が遠隔地に居住している場合などに活用される、書面による準備手続（法175条以下）を用いて、当事者双方の出頭なしに準備書面の提出等あるいは電話会議の方法で争点及び証拠を整理し（法175条、176条3項）、当事者の一方の出頭を得て弁論準備手続にて電話会議の方法で争点と証拠の整理を行い（法170条3項、規則91条）、かかる準備手続の終了後の口頭弁論期日において、証拠調べによって証明すべき事実を当事者との間で確認し（法165条1項、170条5項、177条）、可能ならば同日、ないし次回期日に一気に人証調べまで進めることも検討されてよいと考える。また、弁論期日外で行われる進行協議期日は当事者の一方の立会で電話会議の方法で争点確認を行うこともでき、裁判所外で行うこともできるので（規則96条1項、97条）、受命裁判官（規則98条）による刑事施設での進行協議期日の実施など柔軟な対応が期待される。

改正民訴法においては、第1回口頭弁論期日を先行させる審理モデルが想定されており（規則60条1項本文、2項）、通常は第1回口頭弁論期日において訴状、答弁書等が陳述されて事件の振分けが行われた後、直ちに争点整理手続ないし書面による準備手続（場合により進行協議期日）が持たれ、その結果が争点整理手続直後の口頭弁論期日において上程あるいは確認され、引き続き集中証拠調べの手続に入り、判決言渡（出頭を要しない）との流れが想定される（前掲新民事訴訟法の理論と実務（上）299頁）。刑事被拘禁者の裁判においても、公正適切な裁判の要請上、基本的にはかかる流れが望ましいが、前述の特殊性に鑑み、第1回口頭弁論期日前の争点整理手続先行モデルも事案に応じ柔軟に用いられてよいと考える。

なお、本件以後の改正であるが、平成15年改正民訴法（平成16年4月1日施行）において、電話会議システムを利用して実施される弁論準備手続期日においても、当該期日に出頭していない当事者が訴えの取下げ、和解並びに請求の放棄及び認諾をすることができることとなった（法170条5項の削除）。今後は、かかる制度を適切に活用して、電話会議システムを利用した和解協議なども期待される。

他方、訴え取下擬制（法 263 条）は、あくまで著しく不熱心な訴訟追行に対処するために設けられたものであり（民事訴訟手続に関する検討事項・法務省民事局参事官室編別冊 N B L 23 号）、期日における欠席が訴訟引延しの手段に用いられる弊害に対処するためのものであることが再確認されなければならない（前掲新民事訴訟法の理論と実務（上）282 頁以下）。ゆえに、訴訟追行意思を明示している者に対し、訴えの取下擬制により実体審理に入らず裁判を終結させることは実質的な裁判拒否になるから厳に慎むべきである。今後は、裁判所側からも欠席当事者への問い合わせをより慎重に行い、欠席が同人の任意の意思によらない場合など特別の事情の有無をより緻密に確認するという運用が求められる（前掲書 284 頁）。

（ 3 ） 裁判所法 69 条 2 項の上申

受訴裁判所が任意の連絡調整や出廷回数の調整の努力をしたとしても、なお当該刑事施設が当該被拘禁者を出頭させない場合、受訴裁判所には民事訴訟の当事者を法廷に拘引してくる権限はなく、また、刑事施設に出頭協力を命じる権限もないので、それ以上、刑事施設に対し出頭を強制する手段、権限はないと言わざるを得ない。

その場合、受訴裁判所としては、当該刑事視察が当該被拘禁者を施設外には出頭させないことを前提に、以後の訴訟指揮を行わざるを得なくなるものと思料される。

裁判所法は、最高裁判所が、必要と認めるときは、その指定する他の場所で（裁判所外で）下級裁判所に法廷を開かせることができる旨の規定を置いている（69 条 2 項）。被拘禁者を裁判所に出頭させない刑事拘禁施設であっても、当該刑事施設内部等で法廷が開かれれば、そこには刑事被拘禁者を出頭させる可能性があることは容易に考えられる。また、過去、死刑確定者が当事者となった訴訟につき、最高裁判所が下級裁判所に裁判所外で法廷を開かせた事例もある。

そして法廷に出頭して公正な審理を受ける権利である出廷権の基本権性を勘案したとき、受訴裁判所において、被拘禁者たる当事者の不出廷がその者の不熱心な訴訟追行の結果ではなく刑事施設による出頭不許可によることが確認できた場合、当該訴訟の性質、審理の必要に照らし、裁判所外で法廷を開く必要性が認められる場合に、受訴裁判所が、最高裁判所に対し裁判所法 69 条 2 項に基づき裁判所外の法廷を開くよう上申する権限を行使しないことは著しく不合理であり、被拘禁者の出廷権を消極的に侵害するものと評される場合も生じうるものとする。

そこで、いかなる場合に裁判所外で法廷を開く必要性が認められるかが問題となるが、訴状審査を経て呼出状が送付され、訴訟救助決定もなされているようなケースにおいて、被拘禁者たる当事者が第 1 回期日から出廷を拒否されている場合は、双方欠席の場合は審理がいつまでも空転する可能性が生

じ、かといって取下擬制が相当ではないことは前述のとおりであるから、244条判決による処理をなし得る例外的な場合を除き裁判所法69条2項の上申の必要性があるというほかない。一方当事者欠席の場合、そのまま審理を進め判決に至ることも形式上可能であるが著しく武器不対等と認められる場合は裁判所法69条2項の上申がなされるべきであろう。

3 最高裁判所に期待される対応

(1) 最高裁判所の考え

最高裁判所は、当委員会の照会に対し、次のように回答している。

死刑確定者（ないし既決囚）が提起した民事訴訟において、拘禁施設が出頭を認めないため欠席し、被告も出頭しないあるいは出頭できなかった場合、擬制取下で訴訟が終結してしまうことについて、報告を受けたり調査を行ったことはなく、実態を把握するための統計等をとったこともない。最高裁判所において検討を行ったことはないし、その予定もない。

裁判所法69条2項に関して規則、その他取り決め、事務連絡等は制定していない。

本件申立人が当事者となった事件について、要望等を受けたことは認識しているが、裁判所法69条2項に基づき裁判所外で法廷を開くことを検討したことはない。理由は、検討する理由がないと考えたためである。

かかる回答から少なくとも最高裁判所は、刑事被拘禁者の民事訴訟を受ける権利ないし出廷権に関し、刑事施設による出廷不許可が多く適切十分な訴訟進行がなされにくい特殊性があることについて、特段の意を払っていないことが窺われる。

(2) 最高裁判所は、憲法第81条で「一切の・・・処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所」とされていることから、一般的に「憲法の番人」「人権保障の最後の砦」として憲法上の権利の保障に尽力することが期待される。

それに留まらず、裁判所法は、第69条2項において、下級裁判所が裁判所外で法廷を開くことを決定する権限を最高裁判所の専権事項として定めていることから、裁判を受ける権利や出廷権の重要性と、裁判所が刑事施設内部等で法廷を開けば、そこには刑事被拘禁者を出頭させて、出廷権の侵害が現実回避できる可能性が高いことを考慮するならば、刑事施設よって出廷が制限され、その権利が具体的に侵害され、あるいはされようとしていることを承知した場合、最高裁判所は上記の権限を行使することが強く求められる。

また、受訴裁判所が、裁判所法69条2項に基づき、裁判所外で法廷を開くことを最高裁判所に申し出たりしていないのは、裁判所法69条2項に基づいて下級裁判所が裁判所外で法廷を開く手続きや要件などの規則が存在せず、その運用方法について、最高裁判所が裁判官らに周知させていなかったことも大

きな要因となっていることが考えられる。

最高裁判所においては、これまで指摘してきた事情を汲み、全国の裁判所・裁判官に対し、刑事被拘禁者が民事訴訟の当事者となる場合、裁判所法69条2項を活用して、刑事被拘禁者が拘束されている施設内などに法廷を開くことができる旨の情報提供や研修等を行うなど、刑事被拘禁者の裁判を受ける権利の保障に力を尽くしていただきたい。

以 上

(別紙)

出廷制限に関する弁護士会の勧告例

弁護士会	新潟県弁護士会
措置年月日	1999/8/2 新潟刑務所長、法務省矯正局長に勧告
申立人	未決拘禁者
裁判類型	・申立人が賃借するマンションに関し賃貸人より明渡し訴訟がされた民事訴訟。
何回目の期日か 弁論か、尋問期日 結論要旨	第1回口頭弁論期日(結審、申立人全面敗訴) 新潟刑務所長が、未決拘禁者である申立人に対し、同人が願箋で平成8年4月10日の民事訴訟期日への出廷を願い出たにもかかわらず、同日の出廷を許可しなかった措置は、申立人の憲法により保障された裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利を侵害したものである。 よって、新潟刑務所長に対し、今後民事訴訟への出廷を願い出た未決拘禁者に対して、裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利を不当に妨げることのないよう実効性のある措置をとることを強く勧告し、法務省矯正局長に対し、未決拘禁者の裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利を不当に妨げることのないよう各刑務所長並びに拘置所長に適切な指導を行うよう勧告した事例。
主文	新潟刑務所長が、未決拘禁者である申立人に対し、同人が願箋で平成8年4月10日の民事訴訟期日への出廷を願い出たにもかかわらず、同日の出廷を許可しなかった措置は、申立人の憲法により保障された裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利を侵害したものであり、よって、新潟刑務所長に対し、今後民事訴訟への出廷を願い出た未決拘禁者に対して、裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利を不当に妨げることのないよう実効性のある措置をとることを強く勧告し、法務省矯正局長に対し、未決拘禁者の裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利を不当に妨げることのないよう各刑務所長並びに拘置所長に適切な指導を行うよう勧告する。
判断基準	未決拘禁者の裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利ないし自由といえども、無制限のものとは解されないが、この権利ないし自由の制限は、罪証隠滅、逃亡の防止の目的を達するために必要最小限度のものに限られなければならない。

弁護士会	大阪弁護士会
措置年月日	2000/3/30 法務省矯正局、大阪拘置所宛に勧告
申立人	死刑確定囚
裁判類型	・関西医科大学(私大)を被告とした損害賠償請求訴訟 ・国を被告とした損害賠償請求訴訟
何回目の期日か 弁論か、尋問期日 か	口頭弁論、証人尋問等を含むすべての裁判期日に出廷を許可しなかった。 (1度もなし)
結論要旨	申立人は死刑確定者であり、大阪拘置所監中に、鼻の病気に関し、関西医科大学の医師により受けた医療に誤りがあったとして同大学を被告とし、損害賠償請求訴訟を大阪地裁に起こした。 また、同じく、鼻の病気に関し、大阪拘置所当局より受けた医療に誤りがあったとして、国を被告として損害賠償請求訴訟を大阪地裁に提起していた。 ところが、大阪拘置所は、申立人のそれらの裁判期日への出廷許可申し出に対し、口頭弁論、証人尋問等を含むすべての裁判期日に出廷を許可しなかった。 この結果、申立人は、大阪地裁で、いずれの事件も敗訴し、このような大阪拘置所の処置は、人権侵害に当たるとの申立について、死刑確定者を含む被拘禁者が、民事訴訟を裁判所に提起したときは被拘禁者より申し出がある場合、原則として、口頭弁論、証人尋問等の全ての裁判期日へ出廷し、自ら訴訟を遂行する権利を保障することを勧告した事例。
主文	死刑確定者を含む被拘禁者が、民事訴訟を裁判所に提起したときは被拘禁者より申し出がある場合、原則として、口頭弁論、証人尋問等の全ての裁判期日へ出廷し、自ら訴訟を遂行する権利を保障することを勧告いたします。
判断基準	死刑確定者に、実質的に裁判を受ける権利を保障するためには、原則として、口頭弁論、証人尋問等の裁判期日へ、自ら出廷する権利まで保障されるべきであります。 死刑確定者に、裁判期日へ、自ら出廷することを許可しないという大阪拘置所長の類型扱いは、原則として、合理的裁量の範囲を逸脱しているというべきであり、本件事案の種類・性質を勘案すると、申立人の出廷の権利を制約する合理的理由はなく、口頭弁論、証人尋問等の裁判期日の一切について、出廷を許可しなかった大阪拘置所長の行為は、死刑確定者の裁判を受ける権利を侵害するものである。

弁護士会	徳島弁護士会
措置年月日	2001/6/25 徳島刑務所長宛に勧告
申立人	受刑者
裁判類型	・国家賠償請求
何回目の期日か 弁論か、 尋問期日か	第1回口頭弁論期日には出頭許可された。 第2回口頭弁論期日、第3回口頭弁論 期日の出頭は不許可。 第4回口頭弁論期日には出頭を許可された。 (すべての口頭弁論期日への出頭を許可して欲しい。)
結論要旨	徳島刑務所において受刑中の在監者である申立人は国を被告として提訴した国家 賠償請求訴訟の第2回口頭弁論期日の出頭について、平成12年2月28日付で出 廷願いと題する願箋を提出した。 しかし同年3月2日付で却下され、口頭弁論期日への出頭を妨害された。 こうした行為に対して、受刑在監者から自己が提出した裁判のために裁判所への 出頭許可申請が有った場合には、特別の事情がない限り原則として出頭を許可す るよう勧告する。
主文	徳島刑務所長に対し、受刑在監者から自己が提起した裁判のため裁判所へ出頭 許可申請があった場合には、特別の事情のない限り原則として出頭を許可するよう 勧告する。
判断基準	当該受刑者を裁判所に出頭させることが当該受刑者に対する刑の執行に支障を来 さないか否か該当受刑者を裁判所に出頭させるために必要な護送が容易か否かと いった抽象的理由ではなく、刑の執行にとっていかなる具体的支障が予想されるの か、それを防ぐ手立ての有無等によって具体的にその許否の決定をすべきもので あり、右裁量に当たっては、仮令上記のような受刑者と誰も、裁判を受ける権利が 憲法上保障されているものであることを念頭に置かなければならない。

弁護士会	仙台弁護士会
措置年月日	2004/2/4 宮城刑務所宛に勧告
申立人	受刑者(無期懲役)
裁判類型	国家賠償請求訴訟
何回目の期日か 弁論か、尋問期日 か	口頭弁論期日 すべての裁判について出廷を許否された。 なお、宮城刑務所内において証拠取調が3回行われた。 (これまで6件の国家賠償請求を提起しており3件は敗訴し、いずれも控訴した)
結論要旨	申立人は、宮城刑務所で無期懲役刑により服役中の者である。仙台地裁に係属している2件の国家賠償請求訴訟の口頭弁論期日への出廷(全18回)を不許可にされた。刑務所の出廷不許可理由は、具体的事案における出廷の必要の程度及び出廷の拘禁に及ぼす影響等を勘案し、判断したものとのことである。 宮城刑務所が申立人からの自らが当事者である民事裁判の裁判所における口頭弁論期日への出廷許可に対して、一度も出廷を許可しなかったことは、自らが当事者である民事裁判に出廷する権利の侵害に該当すると認定される。よって、宮城刑務所に対し、受刑者が自ら当事者である民事裁判へ出廷する権利を十分に保障するよう勧告した例。
主文	宮城刑務所が、申立人の自らが当事者である民事訴訟の裁判所における口頭弁論期日への18回の出廷許可の申出に対して、1度も出廷を許可しなかったことは、自らが当事者である民事裁判に出廷する権利の侵害に該当する。 したがって、宮城刑務所に対し、受刑者が、自らが当事者である民事訴訟について、裁判所に出廷する権利を十分に保障するよう勧告する。
判断基準	受刑者にも、民事裁判に出廷する権利が、原則として、保障され、該当民事事件の口頭弁論期日に出廷を許すことによって監獄内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる蓋然性があると認められ、かつ、そのような障害発生を防止するために出廷を制限することが必要かつ合理的であると認められる場合に限り、民事裁判に出廷する権利の制限が認められる。

弁護士会	兵庫県弁護士会
措置年月日	2004/7/14 神戸刑務所長宛に勧告 (第2回弁論期日以降は受刑者に出廷許可するよう勧告)
申立人	受刑者
裁判類型	・神戸刑務所を相手とした国家賠償請求 (国家賠償請求とは別に、離婚請求訴訟事件の当事者でもあり、- 但し弁護士を代理人として選任 - 2002/9/4本人尋問の際は相手方から出廷許可を受けて出廷している)
何回目の期日か 弁論か、尋問期日か	第1回口頭弁論期日(2002/5/31)、 第2回口頭弁論期日(2002/7/19)への出廷不許可。 申立人は、本件訴訟を2002/11/21付けで取り下げた。
結論要旨	申立人は、相手方刑務所職員による処遇の人権侵害性を訴えて国家賠償請求訴訟を提起しており、その口頭弁論期日に際し出廷許可を願い出たが、相手方刑務所長はこれを不許可とした。 刑務所が実質的な被告の立場に立つ事件においては、受刑者の出廷権は最大限尊重されなければならない。また、本件において申立人が訴訟追行に重大な不利益を被ったことは明らかであり、護送の負担や刑の執行に及ぼす影響を考慮したとしても、本件不許可処分は必要性及び合理性を欠き、申立人の人権を侵害するものと言わざるを得ない。相手方刑務所に対し、不当処遇を理由に受刑者が国家賠償請求を提起した場合は、少なくとも第2回口頭弁論期日以降の出廷を原則として許可するよう勧告する。
主文	申立人が、貴所担当職員の申立人に対する処遇が人権侵害であるとする国家賠償請求訴訟(神戸地方裁判所明石支部平成14年(ワ)第62号)を提起し、貴所所長に対して、第2回口頭弁論期日(同年7月19日)に裁判所に出廷することを願い出たところ、貴所所長はこれを不許可とした(以下「本件不許可処分」という。) 本件不許可処分は、刑の執行という国家目的を達成するために必要かつ合理的な制約とはいえず、申立人の裁判を受ける権利(自ら裁判所に出廷し訴訟追行する権利)を侵害するものである。 したがって、今後二度とこのような人権侵害行為を繰り返さないよう、勧告する。
判断基準	受刑者の場合は、刑の執行という公共の福祉による内在的制約を受け、刑の執行という国家目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内においては、受刑者が裁判所に出廷して訴訟追行をする権利が制限されることを認めざるを得ない。 刑務所長は、当該訴訟事件の種類、性質、および出廷が刑の執行に及ぼす影響、護送の難易等の観点から必要かつ合理的な範囲で出廷を不許可にすることが認められる場合がある。

弁護士会	仙台弁護士会
措置年月日	2005/12/2 宮城刑務所長宛に勧告
申立人	受刑者
裁判類型	・国を相手として仙台地方裁判所や仙台簡易裁判所に対し、国家賠償請求や行政処分取消請求を行った。
何回目の期日か 弁論か、尋問期日 か	□頭弁論期日 (第1回期日:許可。第2回期日:出廷の必要性なしとして不許可。)
結論要旨	民事訴訟係属中の受刑者からの出廷願に対する判断にあたっては、出廷許可が原則とされるべきであり、出廷を許すことによって監獄内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると認められ、かつそのような障害を防止するために出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷する権利の制限が許されるべきであるが、宮城刑務所においては、そのような判断・運用がなされておらず、受刑者の裁判を受ける権利が十分に保障されていない。 したがって、宮城刑務所に対し、出廷許可を原則とし、在監目的を達成するために必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷不許可とする具体的処理規程を策定したり、不許可の場合には具体的理由を告知するなどして、受刑者の裁判を受ける権利の実現に十分に努めるよう勧告する。
主文	民事訴訟係属中の受刑者からの出廷願に対する判断にあたっては、出廷許可が原則とされるべきであり、出廷を許すことによって監獄内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると認められ、かつ、そのような障害を防止するために出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷する権利の制限が許されるべきであるが、宮城刑務所においては、そのような判断・運用がなされておらず、受刑者の裁判を受ける権利が十分に保障されていない。 したがって、宮城刑務所に対し、出廷許可を原則とし、在監目的を達成するために必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷不許可とする具体的処理規程を策定したり、不許可の場合には具体的理由を告知するなどして、受刑者の裁判を受ける権利の実現に十分に努めるよう勧告する。
判断基準	出廷願の判断にあたっては、出廷許可が原則とされるべきである。そして、当該口頭弁論期日に出廷を許すことによって監獄内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると認められ、かつ、そのような障害を防止するために出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷する権利の制限が許され、出廷願を不許可とするべきである。

弁護士会	徳島弁護士会
措置年月日	2006/3/30 徳島刑務所宛に勧告
申立人	受刑者
裁判類型	・徳島刑務所を相手とした国家賠償請求
何回目の期日か 弁論か、尋問期日	第1回～第4回期日すべてにおいて出廷不許可としている。
結論要旨	<p>徳島刑務所の不法行為を理由とする損害賠償請求を提起しているが徳島刑務所は現時点までの第1回から第4回期日につき全て申立人の出廷を認めていない。受刑者の当事者としても民事訴訟の口頭弁論期日への出廷の権利につき、憲法32条は裁判を受ける権利を保障しており、憲法82条1項は公開法廷で裁判の対審及び判決を行う旨定めている。</p> <p>憲法の許容する例外を除き、申立人が対審のため裁判所に出頭することができることも憲法の保障するところである。</p> <p>刑務所長は受刑者から出頭許可申請があった場合、出頭させることが刑の執行に支障を来さないか否か、護送が容易かどうかといった抽象的な理由ではなく、刑の執行にとってどのような具体的支障が予想されるのか、それを防ぐ手だての有無等によって許否の決定をなすべきである。</p> <p>従って、徳島刑務所長に対し、受刑在監者から自己が提起した裁判のため裁判所への出頭許可申請があった場合には、特別の事情のない限り原則として出頭を許可するよう勧告する。</p>
主文	<p>徳島刑務所長に対し、受刑在監者から自己が提起した裁判のため裁判所への出頭許可申請があった場合には、特別の事情のない限り原則として出頭を許可するよう勧告する。</p>
判断基準	<p>当該受刑者を裁判所に出頭させることが当該受刑者に対する刑の執行に支障を来さないか否か、当該受刑者を裁判所に出頭させるために必要な護送が容易か否かといった抽象的な理由ではなく、刑の執行にとっていかなる具体的支障が予想されるのか、それを防ぐ手立ての有無等によって具体的にその許否の決定をなすべきであり、この判断にあたっては、たとえ上記のような受刑者といえども裁判を受ける権利が憲法上保障されているものであることを念頭に置かなければならない。</p>

弁護士会	富山県弁護士会
措置年月日	2007/3/23 富山刑務所長宛に勧告
申立人	受刑者
裁判類型	・富山刑務所を相手とした国家賠償請求
何回目の期日か 弁論か、尋問期日	口頭弁論期日。全てにおいて出廷不許可。
結論要旨	<p>富山地方裁判所に対し、国(実質的には富山刑務所)を被告とする損害賠償請求事件を提起し、訴訟遂行のため、富山刑務所に対し9回に渡って口頭弁論期日の呼出に対する出頭願を提出したが、富山刑務所は一度も出廷を認めなかった。富山地方裁判所は口頭弁論を終結し、請求棄却の判決を言い渡した。</p> <p>憲法32条が規定する裁判を受ける権利には、裁判所に訴えを提起する権利のみだけでなく、自ら法廷に出廷し訴訟活動を行う権利(出廷権)も含まれていると解される。</p> <p>たしかに、刑事被拘禁者は、拘禁という目的に内在した権利の制約を受けている。しかしながら、そのような制約を受けている刑事被拘禁者にも出廷権は原則として保障されていると解される。もちろん、刑事被拘禁者が、形式的には民事訴訟を提起していても、実質的には自己の正当な権利を行使するためではないことが明らかである場合など、出廷権の濫用が明らかに認められる特段の事情がある場合には、出廷権を制限することが正当化されることもありうる。</p> <p>しかしながら、本件においては、出廷権の濫用と認められるような特段の事情はなく、むしろ対立当事者である富山刑務所が、申立人の出廷を許可しなければ、それは申立人の訴訟活動を不当に制限することになる。その点で、国(富山刑務所)が対立当事者となっていない訴訟よりも、なお一層、出廷を許可する必要性が高いといふべきであり、出廷を許可するよう勧告する。</p>
主文	刑事被拘禁者が当事者となる民事訴訟手続において、当該刑事被拘禁者が法廷に出廷する許可を申し出た場合は、特別の事情がない限り、出廷を許可するよう勧告する。
判断基準	<p>刑事拘禁されることは、人身の自由に対する制限であって、他の権利に対する制限を正当化するものではない。裁判は、証拠の逸失・記憶の喪失・消滅時効の完成などからして、早期の提起及び解決をすることが多くの場合必要であり、権利侵害があるのであれば、刑事被拘禁者といえども裁判提起を釈放後まで控えることはできないし、控えなければならない理由もない。</p> <p>形式的には民事訴訟を提起していても、実質的には自己の正当な権利を行使するためではないことが明らかである場合など、出廷権の濫用が明らかに認められる特段の事情がある場合のみ出廷権の制限が認められる。</p>

弁護士会	兵庫県弁護士会
措置年月日	2007/7/27 神戸刑務所長宛に勧告、 2007/8/29 最高裁判所長官・明石簡易裁判所民事係裁判官宛に意見書送付
申立人	受刑者
裁判類型	・神戸刑務所を相手とした国家賠償請求
何回目の期日か 弁論か、尋問期日	口頭弁論期日。全てにおいて出廷不許可。
結論要旨	申立人の提起した3件の民事訴訟事件全てにおいて、何ら具体的な理由を示すことなく口頭弁論への出廷を不許可としたことは、申立人の裁判を受ける権利を侵害するものであるから、二度とこのような人権侵害を行わないよう、また、今後受刑者が当事者となる民事訴訟手続において、当該受刑者が法廷に出廷する許可を申し出た場合には、これを不許可とする合理的な理由のない限り出廷を許可するよう勧告した例。
主文	受刑者が当事者となる民事訴訟手続において、当該受刑者が法廷に出廷する許可を申し出た場合には、これを不許可とする合理的な理由のない限り出廷を許可するよう勧告する。
判断基準	弁論権は裁判を受ける権利の中核をなすものであり、受刑者について、拘禁されていることのみを理由に弁論権が保障されないということは許されない。それゆえ、受刑者にも、民事裁判に出廷し弁論する権利が保障されるべきである。 受刑者が、単に法廷に出席する機会を利用して傍聴に来た関係者と接触を図ることや、遠隔地の法廷に行くこと自体を目的として提訴する場合など、その権利行使が乱用であることが具体的な根拠に基づき明白であるなどの特別な事情がない限り、刑務所は、法廷に出席を要する全ての期日に、受刑者を法廷に連れて行く義務がある。